

3分別（紙製容器包装・ペットボトル・プラスチック製容器包装）は、容器包装のみ対象です。

容器包装ってどんなもの？

商品を入れた「容器」や商品を包んだ「包装」であって、商品を消費・分離した場合に不要となるものをいいます。

なぜ容器・包装だけが対象なの？

3分別は、容器包装リサイクル法に基づいてリサイクルしています。この法律では、容器や包装を使う・つくる・輸入する事業者に対し、リサイクルの費用負担を義務づけています。

- 容器包装には、分別をわかりやすくするために のマークがつけられています。（ただし、表示できない等の理由で、マークのないものもあります。）
- 複合素材の場合は、大半を占める素材の表示になっています。

具体例

商品によって素材が異なる場合がありますので注意してください。マークがついていればそのとおりに分けてください。

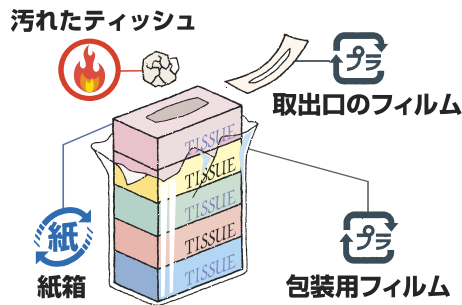
▶ 紙製容器包装

▶ ペットボトル

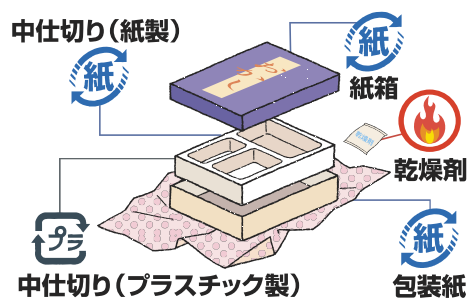
▶ プラスチック製容器包装

▶ 可燃ごみ

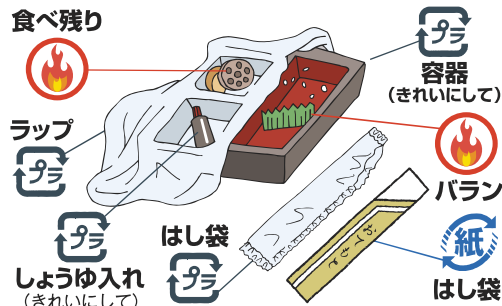
ティッシュ



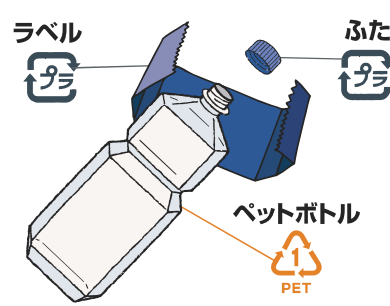
菓子箱



コンビニの弁当



ペットボトル



3分別として出せる汚れの判断基準

- ・内容物が残っていないこと
- ・液垂れしないこと
- ・次の収集日までためておいて臭わないこと